

金融データWG(第1回)資料

モバイル決済モデル推進事業について

(抜粋)

平成30年9月20日

モバイル端末を用いたキャッシュレス決済手段の、小規模店舗を含めた広範な普及を図るため、QRコード決済等の技術仕様及び業務プロセスの標準化と、低廉な手数料率での提供について検証する実証等を行う。

【H31要望額:4.5億円】

【これまでの取組・現状】

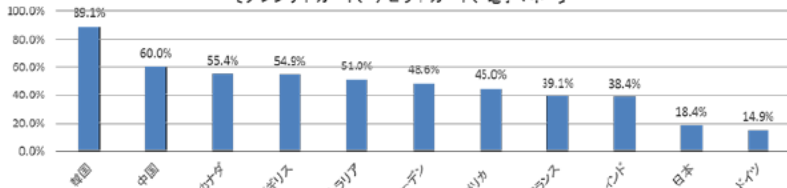
- 「未来投資戦略2018」(平成30年6月15日閣議決定)において、今後10年間でキャッシュレス決済比率を倍増することを目標にキャッシュレス化推進を図ることとされた。
- 平成30年7月に、関係団体・事業者等による推進主体として、一般社団法人キャッシュレス推進協議会が設立。

【目標・成果イメージ】

- QRコード決済等の技術仕様及び業務プロセスの標準化
- 低廉な手数料率でのQRコード決済等の提供
- ↓
- 店舗側の業務・設備導入の負担の低減
- モバイル決済事業の普及・確立
- 決済データの利活用の促進

現状、諸外国に比べ低いキャッシュレス比率 →今後10年でのキャッシュレス化比率倍増が目標

非現金決済取引 (2015年)
〔クレジットカード、デビットカード、電子マネー〕



代表的サービス例	① クレジットカード (紐付け含む)	② デビットカード (紐付け含む)	③ 電子マネー/プリペイド (not紐付け取引)	④ モバイルペイメント (為替取引)
	VISA, MasterCard	JCB, Debit	ICOCA, PASMO	LINE Pay, YAMATO, DRISAMI
消費に占める比率	18.0%	0.3%	1.7%	-
国内キャッシュレス比率 (2016年): 20%				→ 今後普及が期待される

実証で検証する課題

- QRコード決済等の標準化
- 決済手数料率の低廉化
- モバイル決済導入の効果検証 (キャッシュレス化の進展・店舗側での業務効率化・消費者側の利便性向上等)
- 決済データの利活用

実証による効果

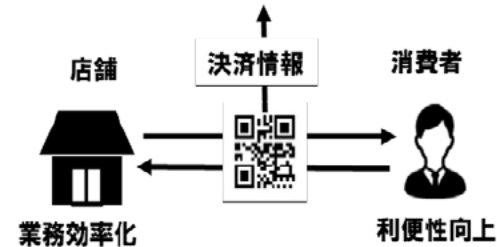
→QRコード標準仕様等を
他地域へ展開

情報利活用による
新たな付加価値の創出

【具体的取組】

特定地域の店舗等に、安価な手数料で複数の決済事業者の提供するQRコード決済を導入するモデル実証を行い、標準化等について検証

※キャッシュレス推進協議会において行うQRコード決済の標準化と連携



モバイル決済モデル推進事業（H31新規予算要求）

【実証の内容】

1. QRコード決済(バーコード決済を含む)の実証
 - ・キャッシュレス推進協議会で検討中の標準仕様の実証
 - ・低廉な手数料の実証
 - ・迅速な入金の実証
 - ・加盟店開拓の手法の実証
2. 決済データの利活用
 - ・マーケティング
 - ・中小企業の生産性向上
 - ・地域の活性化
3. QRコード決済の普及推進
 - ・公金収納、公共料金収納
 - ・交通機関における利用
 - ・高齢者等への浸透のための活動

1-1. QRコード決済の実証(概要-素案)

○実証の流れ

- ① 特定の県で、一定期間(半年程度)を実証期間として設定し、QRコード決済導入の実証を行う
- ② QRコード決済サービスを提供する決済事業者の参加を募る
(標準仕様に準拠、低廉な手数料で提供、迅速な入金)
- ③ 実証に参加する決済事業者の決済サービスを導入する店舗の参加を、県庁・商工会議所等を通じて募る
(スーパー・コンビニ等のPOS設置小売事業者と、それ以外の商店街等の小売店舗を想定)
- ④ ③参加店舗は、②参加決済事業者の決済手段をまとめて実証期間中に導入することを原則とする
- ⑤ 実証期間のキャッシュレス導入による効果等を検証する

○役割分担

(実証主体) ・ 実証の企画、運営等

<企画・運営管理・全体とりまとめ、検証内容の調査、店舗用の共通ゲートウェイとの契約>

(全体監修) ・ キャッシュレス推進協議会

(決済事業者) ・ 標準仕様に準拠したQRコード決済サービスを提供

- ・ 低廉な決済手数料で提供
- ・ 店舗側への迅速な入金

<改修費等の一部>

(小売店舗) ・ 実証に参加する決済事業者の決済サービスを導入

<スーパー・コンビニ等→POS改修費の一部> <小売店→端末導入費用>

(自治体、関係団体) ・ 店舗等に参加を呼びかけ、取りまとめ

- ・ 期間中のQRコード決済のユーザーを増やすための周知広報を展開

<周知広報費>

1-2. QRコード決済の実証(スケジュール(想定))

<30年9月～12月>

- 本WGにおいて実証の内容を検討
- 政府予算案の決定

<31年2月～3月>

- 総務省において実証主体の公募、決定、契約
(自治体や決済事業者と調整済みであることが条件)

<31年4月～7月>

- 実証主体において実施地域、参加決済事業者、参加小売事業者を決定、契約
(小売事業者については県・商工会議所等がとりまとめ)
- 決済事業者において標準仕様を実装するためのシステム改修
- POS設置小売事業者においてはPOSの改修
- 実証で使用する、店舗側の統一アプリの開発
- 希望する小売事業者へのタブレットの貸与

<31年8月～32年1月>

- 実証期間

<32年2月～3月>

- 実証結果のとりまとめ

1-3. QRコード決済の実証(決済事業者側の対応)

(実証への参加条件)

- ① 標準仕様に準拠
- ② 低廉な手数料で提供 (過半数の事業者は3%台、当初0%の事業者も ⇒ 基本は1%未満か?)
- ③ 店舗側への迅速な入金 (多くは月末締め翌月末払い、翌日払いの事業者も ⇒ 店舗側のニーズに応じ、地銀等と連携して入金までの期間の短縮に取り組む?)

(標準仕様)

- CPM(バーコード) ⇒ 必須
- CPM(QR) ⇒ 必須
- MPM(静的) ⇒ 店舗側のニーズを踏まえ検討(協議会でまとまらない場合もニーズがあれば?)
- MPM(動的) ⇒ 店舗側のニーズを踏まえ検討

※ それぞれの具体的な内容は協議会において検討。

(ブランディング)

- 統一アプリの名称は、全国展開を意識してJP or 地域を意識してLP?

1-4. QRコード決済の実証(小売事業者側の対応)

(契約)

- 小売事業者との契約はあくまで実証期間中とするが、その後のサービス継続を円滑にするため何らかの工夫が必要。
- 契約は商工会議所等がとりまとめ、小売事業者と各決済事業者がそれぞれ締結。(小規模小売店の手間を考慮すれば包括代理契約の選択もあるが、コストを考えれば複数契約が現実的か？小売店の手間とは？商工会議所等への支援は？加盟店の審査基準？)
- 既に特定の事業者の加盟店である場合は、協議会において「加盟店の相互乗り入れ」の方向性で議論が進んでいることを踏まえ対応。
- 手数料は参加条件の範囲で各決済事業者が決定。(特定の事業者の加盟店である場合も、実証期間中は実証における手数料を適用する？)
- GWは小売事業者の判断を基本とするが、特に希望がない場合は、実証用の共通GWを推奨。共通GWは各決済事業者と接続しており、追加負担が発生しない者を選定。

(端末)

- POS設置小売事業者においてはPOSの改修が必要。中企庁の軽減税率対応のためのPOS改修補助金の対象となる小規模事業者(5千万以下、50人以下)はこれを活用。対象外の事業者に対しては改修経費の一部を支援。
- POS非設置小売事業者においてはタブレット・スマホが必要。希望があればタブレットを貸与(Wi-Fi環境の整備も?)。

(その他)

- 県独自の取組。

2. 決済データの利活用

(マーケティング)

- 決済事業者の決済データを利活用することにより、店舗が顧客に対して効果的にマーケティング・商品開発
- 希望する実証参加の小売店舗に対して決済事業者が徹底的にコンサル(5店舗程度?)
- どのような内容が可能か次回関係事業者からプレゼン

(中小企業の生産性向上)

- 決済事業者の決済データを利活用することにより、効率的な仕入れ・在庫管理等が実現
- オールキャッシュレスやセルフレジ、無人店舗など、QRコード決済を活用した最先端の取組
- 希望する実証参加の小売店舗に対して関係事業者が徹底的にコンサル(5店舗程度?)
- どのような内容が可能か次回関係事業者からプレゼン

(地域の活性化)

- 地域全体の決済データを集計することにより、地域の消費動向を分析
- 希望する実証参加の商工会議所／商工会に対して関係事業者が徹底的にコンサル(1地域程度?)
- どのような内容が可能か次回関係事業者からプレゼン

3. QRコード決済の普及推進

(公金収納、公共料金収納)

- 実証地域で実証期間中に利用可能なQRコード決済による収納を調査
- 新たなサービスも加え、自治体等と連携しキャンペーンを実施

(交通機関における利用)

- タクシー会社への働きかけ
- 公共交通機関(鉄道、バス)との連携?

(高齢者等への浸透のための活動)

- 自治体など地域が主催する高齢者向けのイベントにおける使い方講座
- 金融機関、携帯ショップ等が主催するイベント等における使い方講座
- マスコミによる周知